

對外的には機宜適切な事業が着々順當に遂行せられつゝあつて、誠に欣懷に堪へない。そしてこれは全く乗杉會長の御努力の賜に外ならぬもので、この機會に厚い謝意を表する次第である。

會報の編輯に就ては五ヶ年來母校の警教授が専ら之に當られ、今日之の立派な會報を作り上げるまでに、人知らぬお骨折になつてゐるのであつて、警教授の隠れたる尊い作勞の存在を見通してはならない。

本會の復興並に會報の編輯は、概要以上の次第によつて來たのであるが、この機會に於て一言申し添へたい所感がある。それは會報に對し多くの會員各位から種々な寄稿をして頂きたいといふことである。

會員の近狀、所感、希望、抱負等、何事でも細大となく心の底から多勢のものゝ吐露し合ふ處に、お互いの情誼が温められるのである。

「筆を執りつけないから」とは、永年の間澤山な會員から聞かされた言葉であるが、その筆法で行くなら私などは唯の一行だつて書く資格を持たないのである。文章家ならぬ我々の文筆に拙いことは、餘りにも明白な事實である。會報は文學雜誌でもなく研究機關でもない。親子兄弟相互の間に思ふ所を憚りなく語り合ひ通じ合ふやうな、懐しき親しき喜ばしさを以て筆を執る外に、何等の考慮をも要しないことである。拙文を拙文と知り恥しいと思ふ位は有つて然るべきことであらうけれども、敢て恐をなす必要はない。

私が茲にこの愚文を草したのも、全く其の意に外ならぬのである。

幸に諒として頂きたい。(昭和九年一月)

〔同聲會報〕第二百号 昭和九年一月一〇〜一二頁

#### 四 定 款

昭和二十三年十月八日、同聲会は「社団法人東京音楽学校同聲会」として文部省の認可を受け定款が制定されたが、その後時代の変遷とともに、社団法人としてのあり方、目的の見直しがなされるに従つて、定款の改訂が必要となつた。幾度となく改正案が作成され認可申請が行われたものの、いずれも認可されるに至つていない。

ここでは、昭和二十三年十月八日制定の定款(旧)と、昭和五十八年十二月十日の臨時總會で議決された改正案(新)とを、上記總會の資料として作成された『定款新旧比較対照表』によつて一覽する。改正の経緯と改正点については、總會における事務長の説明を引用する。

東社六八號

社団法人 東京音楽学校同聲會

設立代表者 小 松 耕 輔

昭和二十三年八月二十六日附で申請の社団法人東京音楽学校同聲會設立のことは、民法第三十四條によつてこれを許可する

昭和二十三年十月八日

文部大臣 森 戸 辰 男 印

(タイプ) (同聲會永久保存文書綴)

定款の新旧比較対照表

【旧】

〔昭和二十五年十月八日制定〕

社団法人 東京音楽學校同聲會定款

第貳章 名稱

第參條 本會ヲ社團法人東京音楽學校同聲會トイフ

第參章 事務所

第四條 本會ノ事務所ヲ東京都台東区上野公園東京音楽學校内ニ置ク

第壹章 目的

第壹條 本會ハ會員ノ交誼ヲ親密ニシ音楽ノ振興ヲ圖ルヲ目的トスル

第貳條 本會ハソノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ事業ヲ行フ

一、會報及會員名簿ノ發行

二、音楽演奏會、講習會、講演會ノ開催

三、音楽通信教育

四、音楽ニ関スル書籍ノ發行

【新】

〔昭和五十八年十二月十日議決〕

社団法人 東京芸術大学音楽学部同声會定款（案）

第一章 総則

（名稱）

第一条 この法人は、社団法人東京芸術大学音楽学部同声會という。

（事務所）

第二条 この法人は、事務所を東京都台東区上野公園一二番八号東京芸術大学音楽学部内に置く。

（支部）

第三条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第二章 目的及び事業

（目的）

第四条 この法人は、東京芸術大学音楽学部を後援し、會員相互の親睦を深め音楽の研究及び振興を図り、もって我が国音楽の發展に寄与することを目的とする。

（事業）

第五条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一 会報及び會員名簿の發行

二 音楽演奏會の開催

三 音楽に関する講習會の開催

四 會員の研究発表の助成

五、其他必要ナル事業

第四章 會員

第五條 會員ノ種類及其資格ハ左ノ通りデアル

- 一、正會員 東京音樂學校ノ前身竝東京音樂學校及第四臨時教員養成所ヲ卒業シタ者

- 二、特別會員 東京音樂學校ノ現在職員(右一項ノ正會員ヲ除ク)
- 三、客 員 東京音樂學校竝第四臨時教員養成所ノ舊職員又ハ本會ノ事業ノ贊助者ニシテ評議員會ノ推薦シタル者

第六條 會員ハ會費トシテ毎年金拾圓ヲ納メルモノトスル(但シ客員ハ除ク)

五、その他目的を達成するために必要な事業

第三章 會員

(種別)

第六條 この法人の會員の種類及び會員となることのできる者は、次のとおりとする。

- 一 正會員

東京音樂學校、東京芸術大学音樂学部及び大学院音樂研究科並に別に細則で定める東京音樂學校前身関係諸学校のいずれかを卒業又は修了した者

東京音樂學校及び東京芸術大学音樂学部に在籍した者で正會員二名以上及び当該地区支部長の推薦を受けた者

- 二 特別會員

東京音樂學校の旧職員並に東京芸術大学音樂学部の旧職員及び現職員

(入会)

第七條 會員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第八條 正會員は、次のとおり入会金及び会費を納めなければならない。

一 入会金 三、〇〇〇円

二 会費 年額 二、〇〇〇円

又は一時納付金 三五、〇〇〇円

2 一時納付金を納めた者は、その後会費を納めることを要しない。

第七條 會員デ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ會費ヲ納メナイ者ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名スルコトガデキル

#### 第五章 役員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク其員數及選出方法ハ左ノ如シ

名譽會長 一名 現職ノ東京音樂學校長ヲ推舉スル

會長 一名 正會員カラ公選スル

理事 十名以上十五名以内(會長 理事長一名 常務理事二名ヲ含ム) 評議員中カラ互選スル

監事 二名 顧問及評議員中カラ選出スル

評議員 若干名 其半數ヲ東京都在任ノ正會員中カラ公選シ他

ノ半數ハ會長ガ指名スル

正會員ヲ明治 大正 昭和ノ三期ニ別チ其數ニ比例シ

テ各期ノ評議員ヲ選出スル

第九條 會長ハ本會ヲ統理シ評議員會及總會ノ議長ニナル

第十條 理事長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其事務ヲ代行ス

ル

第十一條 常務理事ハ理事長ヲ補佐シ常務ヲ處理スル

第十二條 會長、理事長、常務理事及理事ハ理事會ヲ結成シテ會務

ヲ處理スル

第十三條 監事ハ民法第五十九條ノ職務ヲ行ウモノトスル

第十四條 評議員ハ評議員會ヲ組織シ會長ノ諮詢ニ應ジ重要ナ事項

ただし一時納付金を納める以前に会費年額を継続して納めた者は、別に細則で定めるところにより、一時納付金を減額することができる。

3 特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があつても返還しない。

(資格の喪失)

第九條 會員は、次の事由によつてその資格を喪失する。

一 退会したとき。

二 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

三 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が解散したとき。

四 除名されたとき。

(退会)

第十條 會員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を會長に提出しなければならない。

(除名)

第十一條 會員が次の各号の一に該当するときは、總會の議決を経て、會長がこれを除名することができる。

一 この法人の名譽を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があつたとき。

二 この法人の會員としての義務に違反したとき。

#### 第四章 役員評議員及び職員

(役員及び評議員)

第十二條 この法人には、次の役員及び評議員を置く。

ヲ評議スル

第拾五條 役員ノ任期ハ二ケ年トスル 但シ重任ヲ妨ゲナイ  
補欠ニヨツテ就任シタ役員ノ任期ハ前任者ノ残任期トスル 役員  
ノ任期終了後モ後任者ノ就任スルマデ其職務ヲ行ウヲ要スル

一 理事 十五名以上二十名以内（うち会長一名、副会長一名、  
常務理事三名以上五名以内）

二 監事 二名

三 評議員 四十名以上四十五名以内

（役員の選任）

第十三条 理事及び監事は、総会で選任する。

2 評議員は、総会で正会員の中から選任する。ただし二十名以上  
二十五名以内を東京及び東京近郊在任の正会員の中から、選ばな  
ければならない。

3 理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。

（理事の職務）

第十四条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠け  
たときは、その職務を代理し又は代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、総会の議決による事項  
を処理し、会長及び副会長に共に事故あるとき又は欠けたときは、  
あらかじめ定める順序に従い、その職務を代理し又は代行する。

4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほかこの  
法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執  
行する。

（監事の職務）

第十五条 監事は、この法人の業務及び財産に関し次の各号に規定  
する業務を行なう。

一 法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部大臣に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(評議員の職務)

第十六条 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じ総会に付議すべき事項その他重要な事項を審議する。

(役員及び評議員の任期)

第十七条 この法人の役員及び評議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員及び評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員及び評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員及び評議員の解任)

第十八条 役員及び評議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々の四分の三以上の議決並びに総会における出席正会員の四分の三以上の議決によりこれを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員又は評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

## 第六章 顧問

第拾六條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

第拾七條 顧問ハ本會ニ功勞ノアツタ者及學識經驗者中カラ理事會ノ決議ニヨツテ會長ガ依囑スル

第拾八條 顧問ハ隨時會長ノ諮問ニ應ジ又正會員ノ顧問ハ評議員會ニ列席シテ其議決ニ加ハルコトガ出来ル

## 第七章 會議

第拾九條 會議ヲ分ケテ理事會、評議員會及總會トスル

一、理事會 毎月一回以上會長又ハ理事長ガ之ヲ招集シ本則ノ定メル所ニ依ツテ會務ヲ處理スル

二、評議員會 必要ニ應ジ會長ガ之ヲ招集シ本則ニ定メタ事項ヲ議決スル

評議員會ハ定數ノ三分ノ一以上出席シナケレバ開會スルコトガ

第十九條 役員は、有給とすることができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(職員)

第二十條 この法人の事務を処理するために必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

## 第五章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第二十一條 この法人に、名誉会長として東京芸術大学音楽学部長を推戴する。

(顧問)

第二十二條 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

第二十三條 顧問は、東京芸術大学学長及びこの法人に功勞のあつた者並びに學識經驗者の中から理事会の決議によつて會長が委囑する。

第二十四條 名誉会長及び顧問は、隨時會長の諮問に應じ、評議員

會及び總會に出席して意見を述べることができる。

## 第六章 會議

(理事会の招集等)

第二十五條 理事会は、毎年二回以上會長が招集する。ただし會長が必要と認めるとき又は理事現在數の三分の一以上から會議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、會長は、

その請求のあつた日から三十日以内に臨時理事会を招集しなければならぬ。

出来ナイ 但シ同一事項ニツキ招集二回以上ニ及プトキハ此限  
リデナイ

三、總會 通常總會 毎年一回會長之ヲ招集スル

臨時總會 會長ガ必要ト認メタトキ又ハ會員三十名以上ノ請  
求ニヨリ評議員會ノ決議ヲ經タトキ會長ガ之ヲ招集スル

第貳拾條 通常總會ノ職務ハ左ノ通りデアル

一、前年度ノ會計 會務ノ報告

二、予算ノ承認

三、會長ノ選舉

四、評議員ノ選舉

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第二十六条 理事会は、理事現在数の三分の二以上の者が出席しな  
ければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事に  
つき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席したもの  
とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、  
出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決する  
ところによる。

(総会の招集)

第二十七条 通常總會は、毎年一回會長が招集する。

2 臨時總會は、理事会が必要と認めたとき會長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数五十分の一以上から會議に付議すべ  
き事項を示して總會の招集を請求されたとき、又は理事会が總會  
の招集を議決したときは、会長は、請求又は議決の日から五十日  
以内に臨時總會を招集しなければならない。

4 總會の招集は、少なくとも三十日以前に、その會議に附議すべ  
き事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(總會の議長)

第二十八条 通常總會の議長は、会長とし、臨時總會の議長は、出  
席正会員の互選で定める。

(總會の議決事項)

第二十九条 通常總會は、次の事項を議決する。

一 事業計画及び収支予算についての事項

五、本會則ノ改正

六、其他本會ノ目的ヲ達成スルタメニ必要ナ事項

第貳拾壹條 總會ニ出席スルコトノ出来ナイ會員ハ予メ書面ヲ以テ

議題ニ対スル意見ノ提出又ハ役員ノ選舉ヲスルコトガ出来ル

第貳拾貳條 議事ハ出席員過半数ノ意見ニ依ツテキメル、可否同數

ノトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 財産目録及び貸借対照表についての事項

四 理事、監事及び評議員の選任

五 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において

必要と認めるもの。

(總會の定足數等)

第三十条 總會は、正會員現在數の八分の一以上の者が出席しな

ればその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事

につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者及び他の正會員

を代理人として表決を委任した者は出席したものとみなす。

2 總會の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、

正會員である出席者の過半数をもつて決し、可否同數のときは、

議長の決するところによる。

(評議員会の招集等)

第三十一条 評議員会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

2 評議員会の議長は、会長とする。

(評議員会の審議事項)

第三十二条 評議員会は、会長の諮問に応じ次の事項を審議する。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 財産目録及び貸借対照表についての事項

四 その他この法人の業務に関する重要事項

(評議員会の定足數等)

第三十三条 評議員会は、評議員現在數の二分の一以上の者が出席

## 第八章 資産及會計

### 第貳拾參條 本會ノ資産ハ左ノ各號ヨリ成ル

- 一、本會設立当時ノ寄附ニヨル別紙財産目録記載ノ財産
  - 二、本會ノ事業又ハ財産ヨリ生ズル収入
  - 三、會費
  - 四、寄附金
  - 五、其他ノ収入
- 第貳拾四條 本會ノ基本財産ハ左ノ通りトスル
- 一、前條第一號基本財産トシテ指定サレタモノ
  - 二、理事會ノ決議ニヨリ基本財産ニ繰入レタモノ

しなければ議事を開き審議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。

2 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第三十四条 総会の議事の要領及び議決した事項は会員に通知する。

(議事録)

第三十五条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席者の代表二名以上が記名押印の上、これを保存する。

## 第七章 資産及び會計

(資産の構成)

第三十六条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金及び会費
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第三十七条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

第貳拾七條 本會ノ資産ハ次ノ方法デ監理スル

一、確實ナル有價証券

二、郵便官署又ハ確實ナル銀行若クハ信託會社ニ預ケ入レル

第貳拾五條 基本財産ハ其元本ヲ処分又ハ担保ニ供スルコトガ出来

ナイ

但シ止ムヲ得ナイ事由ガアル場合ハ理事會ノ決議ヲ經、且主務官  
庁ノ認可ヲ得テ之ヲ処分又ハ担保ニ供スルコトガ出来ル

第貳拾六條 本會一切ノ經費ハ基本財産ヨリ生ズル収入及基本財産  
以外ノ収入ヲ以テ支弁スル

第貳拾九條 予算ハ毎年度開始壹ケ月前マデニ理事會ノ決議ヲ經テ  
定メ、決算ハ年度終了後三ケ月以内ニ調製シ財産目録及事業報告  
ト共ニ監事ノ意見書ヲ附シ總會ノ承認ヲ受ケナケレバナラナイ

一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

二 基本財産とすることを指定して寄附された財産

三 理事會で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第三十八條 この法人の財産は会長が管理し、基本財産のうち現金  
は、理事會の議決を経て定期預金とする等確實な方法により、会  
長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第三十九條 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用  
財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上や  
むを得ない理由があるときは、理事會及び總會の議決を經、かつ、  
文部大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をするこ  
とができる。

(經費の支弁)

第四十條 この法人の事業遂行に要する經費は、運用財産をもつて  
支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第四十一條 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が  
編成し、理事會及び總會の議決を経て毎會計年度開始前に、文部  
大臣に届け出なければならぬ。事業計画及び収支予算を変更し  
ようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第四十二條 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸

第貳拾八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始まり翌年三月三十  
一日ニ終ルモノトスル

第十章 定款ノ變更

第參拾貳條 本定款ハ總會ニ於テ會員三分ノ二以上出席シ三分ノ二  
以上ノ決議ニヨリ主務官庁ノ認可ヲ得テ變更スルコトガデキル

借対照表、事業報告書及び財産増減理由書並びに會員の異動状況  
書と共に、監事の意見をつけ、理事会及び總會の承認を受けて毎  
會計年度終了後三月以内に文部大臣に報告しなければならない。  
2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び  
總會の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、  
又は翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

第四十三條 この法人が借入金をしようとするときは、その會計年  
度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経  
かつ文部大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第四十四條 第三十九條ただし書および前條の規定に該当する場合  
並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務  
の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、  
理事会及び總會の議決を得なければならない。

(會計年度)

第四十五條 この法人の會計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年  
三月三十一日に終る。

第八章 定款の變更及び解散

(定款の變更)

第四十六條 この定款は、理事会において理事現在数の四分の三以  
上の議決を経、及び正会員現在数の八分の一以上出席した總會に  
おいて四分の三以上の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けなけ  
れば變更することができない。

## 第九章 解散

第参拾條 本會ガ解散シヨウトスルトキハ會員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ主務官庁ノ許可ヲ得ナケレバナラナイ

第参拾壹條 本會ガ解散シ残余財産ガアル場合其處分ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ主務官庁ノ許可ヲ得ナケレバナラナイ

## 第十一章 補則

第参拾参條 本定款施行ニ関シ必要ナ細則ハ理事會ノ決議ヲ經テ別

ニ之ヲ定メル

第参拾四條 本會設立当初ノ會長、理事長、常務理事、理事及監事ハ左ノ如クデアル

會長	小松耕輔
理事長	萩原英一
理事	井出茂太
	鈴木乃婦子
	杉山長谷夫
	長坂好子
	井上武士
	下總皖一
	石橋益恵

## (解散)

第四十七條 この法人の解散については、理事会において理事現在数の四分の三以上、及び正会員現在数の四分の一以上出席した總會において四分の三以上の議決を経るものとする。

(残余財産の処分)

第四十八條 この法人の解散に伴う残余財産は理事会において理事現在数の四分の三以上、及び正会員現在数の四分の一以上出席した總會において四分の三以上の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第九章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第四十九條 この法人の事務所、次の書類及び帳簿を備えなければならぬ。ただし、法令により、これらに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 定款
- 二 会員の名簿
- 三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳及び負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 理事会及び總會の議事に関する書類
- 八 処務日誌
- 九 官公署往復書類

城多又兵衛  
平原 寿恵  
黒澤 愛子  
大和田愛羅  
柴田 知常  
監事

十 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第一号から第四号まで及び第六号の書類及び帳簿は永年、同項第五号の帳簿及び書類は十年以上、同項第七号から第九号までの書類及び帳簿は一年以上保存しなければならない。

(細則)

第五十条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

社団法人 東京芸術大学音楽学部同声会 細則

### 第一章 会員規定

第一条 定款第六条一項正会員における東京音楽学校前身関係諸学校とは下記のことをいう。

- 一 音楽取調掛(改称、再改称を含む)
- 二 東京音楽学校(改称)
- 三 高等師範学校附属音楽学校(改称)
- 四 第四臨時教員養成所
- 五 乙種師範科

第二条 定款第七条に規定する入会申込書には下記事項を記入する。

- 一 氏名
- 二 出生年月日
- 三 卒業年次及び科別
- 四 住所
- 五 勤務先

2 定款第八条に規定する年会費納付より一時納付となる場合の納

付金額を次の通りとする。

入会后五年以降 三〇、〇〇〇円

〃 十年〃 二五、〇〇〇円

〃 十五年〃 二〇、〇〇〇円

〃 二十年〃 一五、〇〇〇円

入会后二十五年以降 一〇、〇〇〇円

〃 三十年〃 五、〇〇〇円

第三条 慶弔について次のように定める。

一 慶事

会員が名誉を受けたときには祝電又は祝辞を贈る。

二 弔事

会員が死亡したときには弔電又は弔辞を送る。

第二章 支部規定

第四条 会員五名以上の地には理事会の承認を経て、支部を設置することができる。

第五条 支部は本部と同一の目的をもって事業を行ない本部との連絡をはかる。

第六条 支部には支部長一名を置く。支部長は当該支部会員の推薦により選出し会長が委嘱する。その任期は二年とし、再任を妨げない。

2 会長は随時支部長会を招集することができる。

第七条 支部に関する規定は、本定款に準じてその該当支部において定める。

第八条 支部は、下記事項を本部に報告するものとする。

改正理由

前定款は昭和二十三年十月に認可されたもので、現在の事業遂行に  
適しないことから今回新たに定款の全面改正となり運営並に事  
業の発展を画するものである。

## 臨時總會報告

◎臨時總會 12月10日(土) 14・00～16・00 芸大大会議室

出席五〇名 委任四九五二名 計五〇〇二名  
定足数四九四八名 成立

(中略)

### 2. 定款改正に関する件

議長―定款改正の経緯について酒井理事長お願いします。

定款改正の経緯について申し上げます。同声会定款は昭和23年当時、会長小松耕輔先生、理事長萩原英一先生他役員の方の先生方のご尽力によりまして、昭和23年10月8日社団法人として認可されたものです。

その後、音楽学校より芸術大学音楽学部へと制度の改正もありまして、昭和27年、32年、35年、43年と度々改正申請を致しましたが何れも許可されずに終わっております。

そのような過程を経て参りました今日、当時とはすべてが大きく変化しております。現状に副<sup>つ</sup>ぐわなない箇所も多く、そのために支障も多いことから早急に定款改正の必要に迫られて参りました。

- 一 事務所、規則及び役員を定めたとき、又は変更したとき
- 二 支部会員の異動
- 三 支部の事業について
- 四 その他必要な事項

第九条 支部に要する経費はその支部において負担するものとする。

(横組)

以上のことより、数年前より文化庁のご指導をいただき現状に合う定款を作成中でしたがこの度新しい定款が完成致しましたので今後円滑な運営が出来ますよう皆様方のご審議をお願い致します。

議長―次に新定款の改正点について渡辺事務長よりご説明願います。

渡辺事務長―それでは新旧比較対照表によりご説明申し上げます。

#### 第1章 総則

この章は旧定款の第2章名称、第3章事務所をまとめ、支部規定を加えたものです。特に名称の変更は、東京音楽学校より学制の改正により芸術大学となりましたので、社団法人東京芸術大学音楽学部同声会と改正されました。

#### 第2章 目的及び事業

現在の社団法人は単に親睦団体のみでは認められませんので、同声会が後援する団体(東京芸術大学音楽学部)を持ち、尚研究と振興により、「〔〕我が国音楽の発展に寄与する」と幅広い目的に、又、事業は法人の義務でもあり、何れも現状に適したものに改正

されておりませす。

### 第3章 会員

種別については、旧定款の客員を除き正会員と特別会員とし正会員の範囲を大学院まで拡げられております。

又旧定款の第6条、第7条の項目及び必要な事項について夫々の条に規定してあります。

第7条 入会について

第8条 入会金及び会費について

第9条 資格の喪失について

第10条 退会について

第11条 除名について

### 第4章 役員及び職員

第12条においては、会員の増加に伴って理事及び評議員の定数を増し、又従来の会長、理事長制も役職の統一という点より会長、副会長制に改められました。

第13条 役員を選任は理事及び監事は総会において選任することとし、評議員の定数の中、半数を東京及び東京近郊の在住者より選ぶとなっておりますが、半数近くの会員が現在も東京及びその近郊に在住していることに変わりなく、旧定款の趣旨が生かされております。

次に、理事、監事、評議員の各職務については、第14条より第16条に細かく規定されております。

第14条 理事の職務

第15条 監事の職務

第16条 評議員の職務

次に旧定款には規定されておりませんが、次の条項に役員及び評議員の解任、役員報酬、職員について細かく規定されております。

第18条 役員及び評議員の解任

第19条 役員報酬

第20条 職員

第5章 名誉会長及び顧問

旧定款第8条の名誉会長を第6章顧問に移し、新定款に第5章として残されております。

第6章 会議

この章については、理事会、評議員会、総会の夫々の会議が、現代の方式で運営されるよう招集方法、定足数の変更など、全般的に大きく改正されております。

第25条 理事会の招集等

臨時理事会の招集、議長について規定

第26条 理事会に定足数について規定

第27条 総会の招集について

臨時総会の請求必要数が30名以上(旧)が50分の1以上に改正

第28条 総会の議長について規定

第29条 総会の議決事項について規定

第30条 総会の定足数等

正会員の現在数の8分の1以上に規定

第31条 評議員会の招集等について規定

第32条 評議員会の審議事項について規定

第33条 評議員会の定足数は旧定款において3分の1以上の出席を2分の1以上に變更

第34条 会員への通知について規定

第35条 議事録について規定

### 第7章 資産及び会計

この章は、旧定款の第23条より第29条までの各項目を新たに資産の構成、種別、管理、等10項目に亘り細かく規定されております。

第36条 資産の構成

第37条 資産の種別

第38条 資産の管理

第39条 基本財産の処分の制限

第40条 経費の支弁

第41条 事業計画及び収支予算

第42条 収支決算

第43条 長期借入金

第44条 新たな義務の負担等

第45条 会計年度

### 第8章 定款の変更及び解散

この章においては、旧定款第9章及び第10章をまとめ、理事会、総会の定足数も通常のものより厳しく規定してあります。

第46条 定款の変更

理事会において議決に必要な定足数が規定され、総会の定足数についても旧定款では会員の3分の2以上出席し、3分の2以上の決議となっておりますが、新定款においては会員在数の8分の1以上出席し、4分の3以上の議決、と改正されております。

### 第47条 解散

解散につきましては、旧定款において会員総数の3分の2以上の同意を得、とありますが、新定款においては正会員現在数の4分の1以上出席した総会において4分の3以上の議決、と改正されております。

### 第48条 残余財産の処分

残余財産の処分につきましては、理事会、総会夫々の定足数で議決の上、(理事会第46条、総会第47条)文部大臣の許可を受け、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする、と改正されております。

### 第9章 補則

この章においては、第49条として書類及び帳簿の備付等が規定されておりますが、細則は変更ありません。  
以上で定款変更のご説明を終わります。

(「同声会会報」臨時総会特集号 第三七号 昭和五十九年二月 一六〜一八頁)

この五十八年改正案は文化庁の指導の下、理事会にてさらなる見直しを検討中である。昭和六十一年九月の理事会議事録はその内容を示している。

定款改正に伴う文化庁指導事項

六十一年九月八日 17:00～19:00 理事会（同声会）

指導事項	現行	常務理事会案
1 名称の変更 国立大と紛らわしいので法人らしい名称に	認可（昭和23・10・8）の名称は東京音楽学校同声会 現行 東京芸術大学音楽学部同声会（未認可） 現在 大学内に	社団法人 同声会 会長宅に 奏楽堂は？
2 事務所の設置を大学の外に	第四条 この法人は東京芸術大学音楽学部を後援し、 会員相互の親睦を深め音楽の研究…… 第五条 一 会報及び会員名簿の発行 二 音楽演奏会の開催 三 音楽に関する講演会の開催 四 会員の研究発表の助成 五 その他法人の目的を達成するために必要 な……	「東京芸術大学音楽学部を後援し」をと る 旧 新 新 設 一―六 三 音楽教師への現職教 二―一 育の援助 三―二 四 伝統音楽の普及 四―五 五―七
3 目的の中の芸大を後援しは好ましくない		細則で考える
4 事業について 法人の事業として出来るものを優先順位に		開催する
5 評議員は必要ですか	現在四十五名	縮少は困難
6 総会は必ず開くこと（年二回） 定足数 $\frac{1}{2}$ は委任状で出来ないか	現在開催していない	計画を作成する
7 会員数の縮小は出来ないか できれば三桁台に	現在七六〇〇名	
8 基本金五〇〇万を逐次一〇〇〇万～二〇〇〇万にする計画はないか	現在計画していない	

〔横書き〕〔同声会理事会議事録〕昭和六十一年九月八日

長年にわたる定款改正の努力の背景を語る資料として、昭和四十六年の改正に際し、当時の会長が同声会のおかれた現状に言及した文章を掲載する。

## 本会と社団法人

会長 柴田知常

本会で行っている事業や活動、また会員の方がたの動静で、聞き及ぶかぎりのもの・及び母校の状況等は、年に二回発行する会報や、会員名簿（近年は隔年に発行）で見えていただいておりますが、しかし限られた紙数の会報で、詳細にご報告することは到底不可能なので、なるべくお目にかかった機会、または地方へうかがった折、例えば同声会近畿地区支部連合總會や、中国四国地区支部連合總會などに御招待を受けた際、また隔年に開催することにした支部長会などで、ご報告しておる次第であります。

しかしここに一昨年以來本会にとつて、重要な事がらが起つてきたのであります。それは一言にしていえば、本会が一大飛躍をするか、あるいはまた、現状のように単に同窓会の性格を強く打出して進んでいくか、という二途の岐路に立つことになったことであります。

それは社団法人という法人に原因しているのであります。

抑も本会が社団法人となつたのは、終戦後音楽教員の不足を補うために、通信教育に依つてその資格を修得させることが計画され、本会は母校からの要請もあつて、昭和二十三年十月八日社団法人の認可を得て、早速音楽教員養成の通信教育を実施したのであります。

す。

これは昭和三十三年度まで十年間実施して来たのであります。一応その目的を果したので、この年度をもって通信教育は廃止されて、今日に至つておるのであります。

一昨年社団及び財団等の法人の活動その他の状況等の調査が、所轄官庁で行われた際、本会については、通信教育を実施していない現在の状態においては、その所轄が、従来の大学学術局では適當でないということとなり、当局といろいろ折衝の結果、文部省文化庁文化普及課の所轄が適當であるということになりました。

そうなりますと、同声会は単なる東京芸術大学音楽(学)部の同窓会、校友会という性格のものではなく、会員は母校の卒業生をもつて組織されていても、その目的は音楽文化活動、つまり音楽に関する研究の奨励、音楽の振興普及などを図り、わが国の文化の発展に寄与するということになるのであつて、事業としては、

- 一、研究発表会および講習会等の開催
- 二、研究業績の表彰
- 三、関連団体との連絡および協力
- 四、会報および図書のパ行
- 五、その他目的を達成するために必要な事業（以上既報）

〔中略〕

本会が当局の指示する音楽文化の発展に寄与することを、目的の主眼とする社団法人になることは、まことにすばらしいことであつて、会員各位もまたお考えになることと推察いたします。しかし、

それにはいろいろな条件が伴いません。まず前述の事業を考えますと第一にこの会を運営していくためには専任の理事なり、常務理事なりが必要でありましょう。片手間ではなかなかできません。また事務局にも、事務長の下に数名の事務職員がなければ手が廻らないと思います。これだけ考えても経費の点は相当なものになります。

次に一つ一つの事業を行うにも、相当の資金を要します。それらは現在の状態における、会員の会費では賄えるものではないことは明らかです。

しかしこう申しましても、この度の社団法人は、本会として、絶対に入れ入れることのできないというものではありません。要はこれに当る人の問題と、会員の皆さんが、新組織の社団法人を望まれるかどうかにかかるとは思います。

〔同声会々報〕第三〇三号 昭和四十六年六月 三〜五頁

## 五 戦後の同声会のおもな事業

### (一) 通信教育

わが国における通信教育は、戦後の教育民主化の精神に基づいて昭和二十二年に制度化された。

同年九月、文部省に通信教育委員会が設置され、通信教育認定規程により昭和二十四年四月までに十四の団体が認定を受けた。

同声会主催の通信教育は昭和二十三年四月の開講が予定されていたが、後に東京音楽学校を経営主体として同年十月開講にむけ文部省へ認定申請が出された。ところが十月、同声会が社団法人として認可されたことを受け急遽機構変更となり、昭和二十三年十一月十一日東京音楽学校同

声会通信教育講座として認定されるに至った。

社会教育関係の通信教育実施機関としては、日本英語教育協会「カレジ科」、ラジオ教育研究所「ラジオ工学講座」、秋田大学鉱山学部、日本電気協会に次いで五番目の認定である。音楽通論・ソルフエージュ・和声学(同年十二月一日開講)、作曲学・声楽(翌年二月一日開講)に続いて器楽・音楽史、音楽指導法、音楽科学の全九科目が順次認可・開講された。

同声会の通信教育は、社会教育法公布(昭和二十四年六月)後、文部省認定社会通信教育として法的に位置づけられ社会教育局社会教育課の所管となる。さらに、社会教育関係の通信教育を行う十一の団体の一つとして文部省認定通信教育協会を組織した。この協会は「自主的な努力と相互援助によつて通信教育の振興をはかるのを目的とし」(文部省認定通信教育協会規約第三条)、発足以来、指導や管理についての研究はもちろん、啓蒙宣伝なども緊密な協力のもとに進めていった。

ここでは、本通信教育の主旨、開講に至る経緯、講座概要、および文部省認定通信教育協会会員としての活動を記した記事を、文部省社会教育局発行の『文部省認定通信教育の手引』および昭和二十三年から二十六年にかけての『同声会報』から掲載する。

まえがき

新日本の理想は、文化國家の建設にあることは、すでに憲法によつて明らかにされており、そしてこの理想の實現のためには、わが國の教育の民主化が絶対不可欠の條件である。このため本省においては、現下の經濟的窮乏の中にあつても、あえて六・三制を實施したのであり、またこの六・三制とならんで新しく通信教育をとりあげたのである。凡そ教育をその行われる場所によつて大別するならば、家庭教育・学校教育・社會教育の三つに區分されるであろう。